

たいほく法人

Vol.47

平成26年9月
一般社団法人
大北法人会

中谷大宮諏訪神社例祭



北の安曇野探訪

伝統を守る

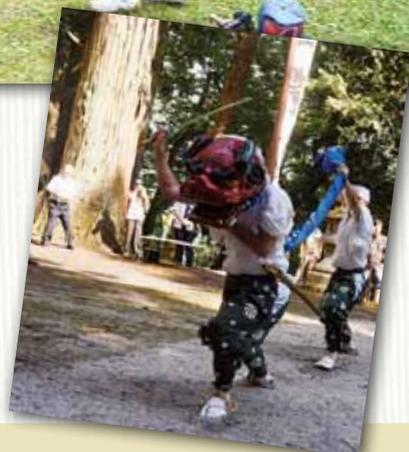
北安曇郡小谷村中谷地区では、例年8月の最終土日に五穀豊穡を願う『中谷大宮諏訪神社例祭』が行われています。

この祭りでは、長野県無形民俗文化財に指定されている、10歳位の男子2人がお囃子と太鼓に舞う“狂拍子”と赤いずきんとふんどし姿の12人の奴達が踊る“奴踊り”や“獅子舞”、“浦安の舞”などの奉納芸能が行われます。

“狂拍子”は祖先たちの豊年や増産への願いを表現したもので、陰陽合体を意味するといわれる舞いを踊ります。

“奴踊り”は、毎年中谷地区の氏子12人の奴が自分たちで詠んだ歌を神に奉納するもので、現在は三首歌われています。歌詞の内容は、一番は神徳を称えその年の作柄を詠んだ歌、二番は主に郷土に関する歌、三番は時局世相の歌で、作詞された歌は例大祭当日まで極秘とされているそうです。

過去には村内の8か所で奉納されていたそうですが、人口の減少によりその多くが途絶えてしまったと言います。中谷大宮諏訪神社例祭は地域住民や保存会の方々、なにより地元の子供達により、大切な文化財として伝統を守り続けています。



| | | |
|----------------------------|------------------|----|
| 主 な 内 容 | 会長あいさつ…………… | 2 |
| | 税務署長あいさつ…………… | 3 |
| | 第2回通常総会開催…………… | 4 |
| | 税務署だより…………… | 6 |
| | 業務改善助成金のご案内…………… | 9 |
| | 会社法あれこれ…………… | 10 |
| | 会員企業訪問…………… | 12 |
| | 事業報告…………… | 13 |
| | 法人会からのお知らせ…………… | 14 |
| | 編集後記…………… | 15 |



会長あいさつ

一般社団法人大北法人会 会長 吉田 良造

一般社団法人大北法人会として2年目の通常総会も、議案書の通り可決承認を頂き、役員の皆様と事業推進をしている所です。法人会の事業推進に当たり会員各位、大町税務署長の平田勝亮様、宮原英之統括官を始め関係各位団体の皆様方、また、大同生命保険(株)・AIU損害保険(株)・アフラックの保険会社様にも多大な御協力と御支援を頂き厚くお礼申し上げます。

日本経済もアベノミクスの経済改革の下、少しずつ回復に向かっているのではないかと思います。しかし、地方までまだまだ届いて来ません。地方を活性化させるにはどうしたら良いか大きな課題で有ります。少子高齢化による人口減少などの地域作り、行政の体制・医療・介護や教育、又、中小企業などの後継者が大きな問題になるかと思えます。行政当局には、総合的に大胆な政策をお願いしたい所です。

一方、北陸新幹線が来年3月14日開業する事や、リニア中央新幹線も2027年の開業を目指し事業に着手する予定など新しいニュースも沢山有ります。

法人会は、良き経営者を目指す者の団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する使命が有ります。会員各位、大町税務署、各保険会社等関係各位の御支援御協力を賜り、大北法人会も地域発展と活性化に協力したいと思います。

今年は、夏らしい天候が少なく大雨による土砂災害被害が全国各地で多発しております。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。幸い大北地域では、今の所大きな災害はありませんが、防災知識を再認識したい所です。

最後になります。皆様のお健勝と益々の御発展をされる事を御祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。

表紙 北の安曇野探訪 『中谷大宮諏訪神社例祭』平成26年奴唄

8月31日奉納

奴唄は、軽妙な皮肉、揶揄を交えての為政者、社会への不満など祭という行事に事寄せて神前に訴えていたものである。(年に一度祭りの日、無礼講に神の下農民のうつぶんが晴らせる日として)江戸時代より410余の唄が残されていて、時勢とそのころの人々の民意が反映している点が貴重な資料となっています。

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 午年は 平年並みの積雪で 雪が消えれば空梅雨に 案じられたる害虫も 氏神様のご利益で 秋の実りに息をつく 風おだやかな大祭り | 2. 宮坂の 地すべり道路もぬけ落ちて 二年越しの難工事 見事に出来た参道よ 過疎化の波はおさまらず 村民頼りの特産も 知恵出せ汗かけ村づくり | 3. 物価高 追い打ちかける消費税 値上がり続きの燃料代 景気回復まぼろしか 無いないづくしの空財布 茜のフンドシ締めこんで 幸せ祈る奴共 |
|---|---|---|



ごあいさつ

大町税務署長 平田 勝亮

この度の人事異動で東京国税局管内の京橋税務署特別国税調査官から大町税務署長を拝命いたしました平田勝亮でございます。前任の小笠原同様よろしくお願ひ致します。

私は青森県の出身で、大町税務署の勤務は初めてでございます。

美しく雄大な北アルプスからの風が駆け抜ける岳のまち、いくつもの清流に恵まれた山紫水明の山岳都市で勤務できることを大変嬉しく思っております。

一般社団法人大北法人会の皆様には、日頃から税務行政の運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴法人会は、昭和39年12月発足以来「よき経営者をめざすものの団体」として納税道義の高揚に努め、健全な企業経営と社会の発展に貢献するという活動方針に沿い、各種研修会や講演会の実施、地域に密着した社会貢献活動等、活発な活動をされております。これもひとえに役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

さて、我が国の社会経済情勢は急激な少子高齢化の進展、経済取引の国際化・多様化、高度情報化社会への移行等、大きな構造的変化に直面しております。こうした中、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正され、税率が本年4月から8%に引き上げられました。また、本年末には、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。事業者の皆様が、改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、広報・相談・指導を推進し、円滑な定着に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

また、納税者の皆様の利便の向上や事務処理の効率化から、e-Tax及びダイレクト納付の普及及び定着に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、税務行政を取り巻く様々な課題に適切に対応し、税務行政を円滑に進めていくためには、私どもの力のみでは自ずと限界がございます。今後も大北法人会の皆様方には、税務行政の良き理解者として、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、それぞれの企業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

平成26年度

第2回 通常総会開催



吉田会長

◆報告事項

- 1 平成25年度事業報告について
- 2 公益目的支出計画実施報告について
- 3 平成26年度事業計画書並びに収支予算書について

◆審議事項

- 第1号議案 平成25年度財務諸表承認の件
第2号議案 平成27年度税制改正要望(案)承認の件

以上の議案について審議され、全て原案通り承認されました。

5月27日(火)大町温泉郷 緑翠亭景水に於いて、第2回通常総会が開催されました。

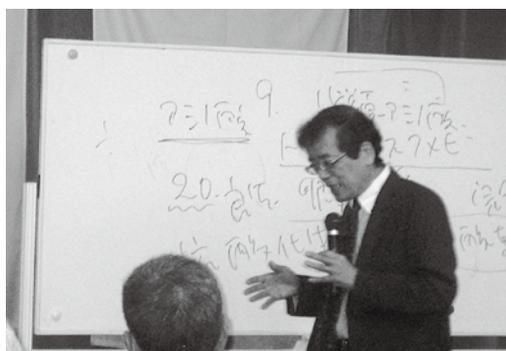
大町税務署小笠原浩一署長をはじめ多数の御来賓と会員の皆様のご出席をいただき、提出された議案について審議され、全て原案どおり承認されました。

総会終了後は、講演会が開催され、服部学園 食品学教授の鈴木章生氏をお招きし、「職場で健康に働くためには～食品の知恵・健康の知恵～」と題してお話を伺いました。その後行われた懇親会では、会員同士の親睦交流が図られ、和やかな雰囲気の中閉会となりました。



大町税務署 小笠原浩一署長

◆講演会



総会終了後は、一般公開により服部学園食品学教授の鈴木章生氏をお招きし、『職場で健康に働くためには』と題して講演会が開催されました。

体を健康に保つためには、良質たんぱく質(卵・牛乳・肉・魚等)を最優先して摂る事が重要である。また、食材にはそれぞれ欠点があり、それを補うための組み合わせが大切。朝食には納豆に卵、ネギを混ぜて食べる納豆定食は理想的な組み合わせと話されました。

これから旬を向かえる“さんま”の皮の焦げには発がん性があるのですが、これを解消してくれるのが“大根おろし”大

根おろしにも極少量の発がん性があり、これを解消してくれるのが“レモン”等の柑橘類なのだそうです。数多くの食品を摂ることで、安心・安全・栄養・味覚が増進し健康に繋がると話されました。

◆平成26年度事業計画

I 事業活動基本方針

よき経営者を目指すものの団体として、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を基本方針とし、次に掲げる重点事項の推進に努める。

- 1) 適正申告の推進と企業経営の健全化を図るため、税務当局の協力を得て研修会を開催し税知識の普及に努める。
- 2) 会員はもとより、地域の納税者にe-Taxの利便性を訴え、利用拡大に向けた啓蒙活動・支援活動を行う。
- 3) 公平・公正な税制の実現に向け、全法連を通じ政府並びに関係諸機関へ提言活動を行うと共に、地方自治体に対して行財政改革・地方税改革の推進について要望活動を行い、その実現を目指す。
- 4) 租税教育や地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する事業に積極的に取り組む。
- 5) 法人会の組織を強化し、効果ある事業を推進するため会員の維持・増強を図る。
- 6) 会員のための福利厚生制度を推進すると共に、会員のサービスの充実を図る。
- 7) 以上の活動を円滑に進めるため、委員会及び青年部・女性部並びに支部の活動を活発にすると共に相互の連絡協調を図る。

平成25年度 正味財産増減計算書

【単位:円】

| 科 目 | 決算額 |
|---------------------|-------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | |
| 1. 経常増減の部 | |
| (1)経常収益 | |
| 受取会費 | 4,787,500 |
| 受取補助金等 | 5,974,180 |
| 雑収益 | 257,656 |
| 【経常収益計】 | 11,019,336 |
| (2)経常費用 | |
| 事業費 | 8,129,086 |
| 管理費 | 3,405,085 |
| 【経常費用計】 | 11,534,171 |
| 2. 経常外増減の部 | |
| (1)経常外収益 | — |
| (2)経常外費用 | |
| 什器備品除却損 | 7,716 |
| 【当期経常外増減額】 | △7,716 |
| 【税引前一般正味財産増減額】 | △522,551 |
| 【法人税及び住民税】 | 71,000 |
| 【当期正味財産増減額】 | △593,551 |
| 【一般正味財産期首残高】 | 16,991,368 |
| III 正味財産期末残高 | 16,397,817 |

平成26年度 収支予算書

【単位:円】

| 科 目 | 決算額 |
|----------------------|-------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | |
| 1. 経常増減の部 | |
| (1)経常収益 | |
| 受取会費 | 4,750,000 |
| 受取補助金等 | 5,087,000 |
| 雑収益 | 197,800 |
| 【経常収益計】 | 10,034,800 |
| (2)経常費用 | |
| 事業費 | 7,513,000 |
| 管理費 | 2,446,200 |
| 【経常費用計】 | 9,959,200 |
| 【税引前一般正味財産増減額】 | 75,600 |
| 【法人税及び住民税】 | 71,000 |
| 【当期正味財産増減額】 | 4,600 |
| 【一般正味財産期首残高】 | 16,391,668 |
| 【一般正味財産期末残高】 | 16,396,268 |
| II 指定正味財産増減の部 | |
| 【当期指定正味財産増減額】 | — |
| 【指定正味財産期首残高】 | — |
| 【指定正味財産期末残高】 | — |
| III 正味財産期末残高 | 16,396,268 |

税 務 署 だ よ り

大町税務署定期人事異動

去る7月10日、大町税務署の定期人事異動がありました。法人会に関する職員を紹介いたします。

| | 職 名 | 氏 名 | 前 任 地 |
|-----|---------|-------------------|----------------------|
| 転入者 | 署 長 | ひらた かつあき 平田 勝亮 | 京橋税務署特別国税調査官(所得) |
| | 総 務 課 長 | すえ あきお 須江 明夫 | 長野税務署法人課税第一部門統括国税調査官 |

| | 職 名 | 氏 名 | 新 任 地 |
|-----|---------|----------------------|-------------------|
| 転出者 | 署 長 | おがさわら こういち 小笠原 浩一 | 佐久税務署長 |
| | 総 務 課 長 | きうち たけお 木内 武雄 | 関東信越国税局総務部厚生課課長補佐 |

消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

| 直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2) | 申告・納付回数 |
|--------------------------------|----------------------|
| 4,800万円超 | 年12回(確定申告1回、中間申告11回) |
| 400万円超4,800万円以下 | 年4回(確定申告1回、中間申告3回) |
| 48万円超400万円以下 | 年2回(確定申告1回、中間申告1回) |
| 48万円以下 | 年1回(確定申告1回) |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。



法人会

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に！

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**となりました。

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について、適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご参照ください。

期限内納付のために

計画的な納税資金の積立てを！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が3,000万円(月額250万円)の場合、月々の積立目安額は約4万円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

| 区 分 | (第1種事業) | | (第2種事業) | | (第3種事業) | | (第4種事業) | | (第5種事業) | | |
|---------------|---------|------|---------|------|--------------------|------|------------------|------|---------------------|------|--------|
| | 卸売業 | | 小売業 | | 農業、林業、漁業、建設業、製造業など | | 飲食サービス業、金融・保険業など | | 不動産業、サービス業、運輸・通信業など | | |
| みなし仕入率 | 90% | | 80% | | 70% | | 60% | | 50% | | |
| 売上に対する納税額の目安率 | 0.8% | | 1.6% | | 2.4% | | 3.2% | | 4.0% | | |
| 年間課税売上高 | 各月売上高 | 年間税額 | 積立目安月額 | 年間税額 | 積立目安月額 | 年間税額 | 積立目安月額 | 年間税額 | 積立目安月額 | 年間税額 | 積立目安月額 |
| 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 1,000 | 84 | 8 | 0.7 | 16 | 1.4 | 24 | 2.0 | 32 | 2.7 | 40 | 3.4 |
| 2,000 | 167 | 16 | 1.4 | 32 | 2.7 | 48 | 4.0 | 64 | 5.4 | 80 | 6.7 |
| 3,000 | 250 | 24 | 2.0 | 48 | 4.0 | 72 | 6.0 | 96 | 8.0 | 120 | 10.0 |
| 4,000 | 334 | 32 | 2.7 | 64 | 5.4 | 96 | 8.0 | 128 | 10.7 | 160 | 13.4 |
| 5,000 | 417 | 40 | 3.4 | 80 | 6.7 | 120 | 10.0 | 160 | 13.4 | 200 | 16.7 |

(注) 1 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

2 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

3 課税事業者の方の法人税や申告所得税等が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

便利な納付手段

個人事業者の方は、振替納税

振替納税とは、事前に税務署に届出をしておけば、金融機関や税務署に外向かなくても、届出した預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利な納付手段です。



詳しくは
国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な納付手段です。



詳しくは
e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以降6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

| 《改正前》 | | 《改正後》 | |
|----------------|----------|----------------|-----------------|
| 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数 | 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数 |
| 4,800万円超 | 年11回 | 4,800万円超 | 年11回 |
| 400万円超 | 年3回 | 400万円超 | 年3回 |
| 48万円超 | 年1回 | 48万円超 | 年1回 |
| 48万円以下 | 中間申告義務なし | 48万円以下 | 任意の中間申告(年1回)が可能 |

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、今回の消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ねください。

なお、税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成26年度「業務改善助成金」のご案内

～業務改善に伴う設備投資資金として活用しませんか～



社会保険労務士 みずの 水野 まさや 誠也

厚生労働省は、業務改善に取り組み、事業場内の最も低い時間給を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、業務改善に資する設備の導入や機器の購入等に要した費用の最大4分の3を助成する「業務改善助成金」を用意しています。

支給の要件

1. 事業場の最も低い時間給が800円未満かつ長野県最低賃金(平成26年9月現在 時間額713円)以上の労働者を使用している事業場であること。
2. 賃金引上計画を策定し実施していること。(事業場内で最も低い時間給を40円以上引上げる計画をします。)
3. 業務改善計画を策定し実施していること。(労働能率の増進に資する設備・機器等の導入などについて具体的に計画します。複数の物件の導入も助成の対象になります。)
4. 賃金引き上げのために業務改善として10万円以上の支払いを行ったこと。

助成率

常時使用する労働者(パート・アルバイトを含む)が31人以上→助成率2分の1

常時使用する労働者(パート・アルバイトを含む)が30人以下→助成率4分の3

いずれも助成の上限は100万円。予算がなくなり次第、申請が締め切られます。

受給対象となる事業所

過去に利用実績が無く平成26年度に初めて助成金の申請を行う事業主であること。平成26年度にこの制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です。

昨年度に支給が決定した事例

| 業種 | 導入機器 | 助成の理由 |
|-------|--------------|--|
| サービス業 | 最新型複合コピー機の導入 | コピー出力・スキャン速度の向上により事務処理に要する時間を短縮できる |
| 宿泊業 | 業務用車両の増車 | 1台増車することにより、外回り業務を分担でき業務時間の削減と短縮化が図ることができる |
| 土木工事業 | ミニバックホーの導入 | 最新機種を導入により作業時間の短縮化及びオペレーターの負担軽減を図ることができる |

その他の利用事例は長野労働局のホームページでご覧いただけます。

業務改善助成金は事前に計画書類等を提出し、交付決定を受けることが必要な「事前申請型」の助成金です。この助成金は対象となる設備や機器が幅広く助成率も大きいことが特長です。上手に活用して業務の改善に繋げたいものです。

お問い合わせ 長野労働局 労働基準部 賃金室 Tel 026-223-0555

社会保険労務士みずの事務所

〒398-0001 長野県大町市平上原1955-1456 TEL: 0261-85-4013

ホームページ

大町市 社労士 で 検索

～商法の伝説、会社法の思い違い～

法人会様のコラムに寄稿させていただくのは、2回目となります。今回は、相続あれこれ～相続の「都市伝説」ならぬ「地方伝説」～とのタイトルで、日頃業務を通じて相続に関して感じていることを書かせていただきました。今回は法人会様の会員の皆様は、もちろん株式会社、有限会社などの法人組織でいらっしゃるわけですが、会社の登記を介して経営者の皆様とお話しさせていただく際に、相続と同じ状態のご意見を伺うことがよくあります。今回は、私が皆様と会社法についてお話を伺い日頃感じている事柄を述べさせていただきますと思います。

1. 当社の株式は、額面500円株！？ いいえ、額面株式は、もうありません

株式会社において、商号変更や、株券を不発行とするとか、目的を変更したり、役員変更の際任期を延長するためなど、定款変更のお手伝いをするのがあり、そんなとき今までの定款の記載として、通常「第二章株式」の中に(額面株式1株の金額)という条文がそのまま残っていることが散見されます。しかしながら、この額面株式1株の金額は、平成13年10月1日に施行された改正商法で廃止されて無額面株式のみとされています、もう13年前のことですね。

それであっても、会社関係者の方とお話すると、当社の株式は額面が500円株だから、また1万円だから、云々…。額面の記載のないことを知らずに、また知っていてもそのところに拘泥されて、会社の含み資産等が大きくなっていくにもかかわらず、その額面金額でやりとりすれば良いとか、その金額で新株発行すれば良いとか言われることがあります。

もともと、昭和25年の商法改正から無額面株式の制度が導入されて、現在の法人会会員の皆様は経営される株式会社において、株式に額面を付するということが絶対ではなかったのです。また額面の最低金額も、昭和23年商法改正前までは多くは50円株であり、昭和25年改正で500円株、昭和56年改正で5万円と引き上げられてきた経緯があります。また、昭和25年改正商法で無額面株が導入されても、実際に無額面株を採用している会社はほとんどありませんでした。

こうして、設立されていた多くの株式会社が額面株式を採用した会社であったため、また株券にも500円とか、5万円とかが記載されていたため、なにか、それが株式の最低限の絶対価値の様な誤解が生まれていたのではと思います。

しかしながら、この額面は株の絶対的価値を表したものではありません。以前、日本電信電話株式会社(N T T)は、5万円の額面株式で上場初値は160万円だったと思います。この様に、株価は会社の実績、価値、市場の判断に応じて変化していくものですよね。では、額面株式の額面とはなんであったのか、それは、1株当たりの資本金として資本に組み入れられるべき最低価格が表示されていたのに過ぎないのです。

商法時代、額面を超えた価格の内一定の部分は、払込剰余金として資本金に計上しないことができましたし、会社法でも、株式を発行するに当たって、株主は払込または給付の額の2分の1を超えない額を資本金と計上しないことができ、資本準備金として計上することが出来ます。このことは、登記の面では、設立や増資の際の登録免許税の節約ということにもつながります。

この様に、株式には券面額というものが昔はありましたが、払込剰余金との関係において、資本組み入れの最低数値を表象していたに過ぎないわけで、お札(貨幣)とは違うのですが、株券に金額が入っていれば、お札のような感覚になってしまいますよね。

定款の規定や株券に、現在でも額面株式1株の金額が記載されていたとしても、それは無効な記載があるだけとなっています。また、法務局で株式会社の履歴事項全部証明書(以前の登記簿謄本)を取っても、額面株式1株の金額という登記事項は確かに前はありましたが、平成13年商法改正で額面株式1株の金額記載は朱抹(抹消)されました。そして、当時は紙の登記簿でしたが、その後登記簿のコン

ピューター化が進んで、現在コンピューター化後の登記簿には、皆様が各会社のものを御覧になってもその痕跡を見ることはありません。

2、会社の「公告をする方法」なんて、何をするんだい？

次に、「公告をする方法」というのが、定款に記載されていますが、これについても、「何故こんなのがあるのか、当社はほぼ同族で、上場会社でもなく株式の譲渡にも制限をつけているし、第一公告なんてしたこともないし、また[官報に掲載する]と書いてあるのだが官報って何のこと？」などとお尋ねを受けの事があります。

株式会社は、もとより多数の方に対して出資を募りかつ、株主が各地に散在することが予想されるため、株主総会において議決権を行使するための基準日の公告であるとか、訴えを提起された場合など、多くの場面で公告をすることが実は求められています。この様な場合に、公告として当該会社はどの様な方法をとるのかあらかじめ、株主やその会社と取引関係にある債権者等利害関係人に知らせておくために、公告をする方法は登記事項にもなっています。

公告の方法は、法定されていて「官報」、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲載する方法」、「電子公告」などとなります。ちなみに、この日刊新聞には大北地域であれば「大糸タイムス」様がこれにあたります、費用の点から言っても、私のお薦めです。

公告の方法は、平成18年の会社法改正までは、定款に必ず記載する必要がありましたが、改正後は絶対的記載事項でなくなりました。ただ、定款で定めなければ官報とするとされたので、会社がどの方法をとるのかはっきりさせるためにも、定款からは外せないものと考えられます。そして、公告なんてしたことはない、とおっしゃることは実は困ったことなのです。株式会社は年に一度は、必ずこの公告のお世話になる必要があり、それは義務とされているのです。というのも、会社法440条1項では、普通の中小企業であっても、いわゆる「決算公告」として、会社の定めた公告方法で「貸借対照表」(その要旨でも良い場合があります)を、定時株主総会の終了後遅滞なく、公告しなければならないと義務づけられているからです。この公告を怠ったときは100万円以下の過料に処する(会社法第976条第2号)とされているのです。

会社が繁栄するためには、様々な方とお付き合いをすることとなります。様々な方とお付き合いする以上は、取引の安全のためにも、どんな規模の会社なのか、周知する必要があります。逆に皆様が新規の会社とお取引をされるときには、登記簿謄本の取得であったり、こういった方法で開示されていれば、内容を確認したいと思われるのではないのでしょうか。官報は、国が発行する新聞のようなもので法律、政令、条約等の公布から、会社に関係する公告等様々な事柄が告知されます。以前は、紙媒体のみの発行で公官庁や図書館、などでしか接する機会はありませんでしたが、今はインターネット上で確認することが出来ます。金融機関でもよく確認されているようですから、決算公告をされていることは、コンプライアンスをしっかり守っている会社との印象を持たれるのではないのでしょうか。

3、もう一度確認を！ そして、来年は会社法の改正があります

今回は、2例のみあげてみましたが、会社法が施行されて定款の内容も大きく変わっています、この様な誤解はまだたくさんお聞きいたします。また、来年には改正会社法の施行が予定されていて、一般の企業様に関係するところでは、登記事項に会計監査限定監査役(監査役の監査の範囲)の件が追加されます。多くの中小企業様の監査役は会計監査限定とされていると思いますので、順次この登記をしていただくこととなると思われしますので、お気をつけ下さい。

日々業務に忙しい法人会会員の皆様と思いますが、一度貴社の「定款」「登記簿」を御覧いただき、分からないことなど、お知り合いの司法書士や顧問税理士の先生など専門家にご確認いただければと思います。

会員企業訪問

オーブス株式会社 (白馬村)

今回は、北安曇郡白馬村で機能性を持つ水製品の開発・製造・販売等を行っているオーブス株式会社様を訪問し、代表取締役の岸 清美さんにお話を伺いました。

平成2年9月兵庫県西宮市に於いて創業され、株式会社オーブス都市空間研究所一級建築士事務所を設立。平成6年5月にオーブス株式会社へ社名変更し、機能性を持つ水製品の開発・製造・販売を開始されました。

平成7年2月、白馬村に研究所を開設し、翌年本社も白馬村に移転されました。



◆なぜ『水』だったのでしょうか？

一級建築士の資格をお持ちの岸さんは、20年間建築現場に於いてクレーム処理をする中で、現代化学では分からない化学反応の存在に疑問をもったそうです。

とりわけ『水』は建築現場に於いて“やっかいな物”（水により錆びる、かびる、朽ちる）水が含まれると厄介なおきると言われているのだそうです。

地球上の形ある物質は、結合水、結晶水の存在により粉体化されずにその形状を保っていて、木が朽ちるのは、水分（保水性）がなくなることにより、木の細胞間のつながりがなくなるためで、コンクリートや金属でも含水率が低下するとその素性は崩れてしまいます。

化学的に分からなかった現象は、水のわるさであり、含まれていると具合のいい水、具合の悪い水がある事に気が付いたのだそうです。

1,300年の時を越え、今も美しい木造建築『法隆寺』に使われているヒノキは、木肌がツルンとしてきめ細やかに細胞の密度が高く膨潤しない。きめ細やかな水を含むものは、外気温度湿度の変化に関係なく、水が蒸発せず、しっとり潤いを保つことができ、朽ちることがない。

このような自然科学・天然物理の実際、および『水』の不思議に触れ、水の研究開発事業の道へ進まれました。そして『細胞水』の研究が始まり、原水として密度が有り安定した水を求めて白馬村にたどり着いたのだそうです。

◆どのような研究開発がされているのでしょうか



水の動きの異なりが、水中の微量元素の存在と、その水和現象によることを解明。自然界の『水』特性利用によるオーブス独自の製法を確立し、純水が持つ極性を無極化させ、安定させることに成功しました。この「オーブス高密度安定純水」の利用により、自然界の植物・鉱物より水抽出された、90数種の微量元素・天然成分を調配合し、目的別に機能性を持つ製品を開発しています。人間の生体水の研究からたどり着いたという、界面活性剤を使わずに水と油（ユーカリオイル）を完全融和させる技術から生まれたスキングア

商品等が飾られた社屋も、ホルムアルデヒドなどのVOCを除去するオーブス独自のエイブル工法で施工され、化学物質のいやな臭いのない、木の温もりが感じられる優しい空間でした。

岸社長さんお忙しいところ有難うございました。

オーブス株式会社 所在地 〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城1695 番地1
ホームページ <http://www.orbs-i.co.jp>

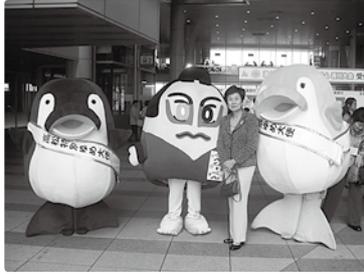
事業報告

◆女性部 全国女性フォーラム報告

キャッチフレーズ

女性の強さと優しさは、空を越え、海を渡る。
～輝くこどもたちの未来と、地域社会の発展のために～

4月10日、第9回 法人会全国女性フォーラムが香川県高松市で開催され、全国各地から約1,600名の女性部員が集いました。当会は、伊藤部長と事務局で参加してまいりました。



第1部の記念講演会は、講師に少林寺拳法グループ総裁 宗 由貴氏をお迎えし、『しなやかな人間力』と題して行われました。

宗氏は、香川県に総本部がある少林寺拳法の創始者の長女として生まれ、創始者の死亡により22歳で二世 宗 道臣を襲名し、今日まで数多くの公職に就かれ活躍されています。経験を通じて、変化を続けてきたご自身の経験から「人は変われる」という事を伝えるために広く講演活動や文化交流活動を行っているそうです。

「自分の可能性を信じれば変われる！」と力強く語っていただきました。

第2部の大会式典では、主催者、御来賓等のご挨拶の後、租税教育等の事例発表がされ絵はがきコンクールや税金クイズの様子等がプロジェクターを使用し分かりやすく紹介されました。

次回開催地の福岡県女連協会長の歓迎の挨拶があり閉会となりました。今回も、更に女性のパワーを感じる大会となりました。

◆青年部 研修会報告

雇用トラブル対策セミナー

『すぐに役立つ 雇用トラブル対策のポイント』
～中小企業の労務管理から見る経営力の強化～



7月1日、青年部・AIU損害保険(株)共催による公益共催セミナーを開催しました。講師は、特定社会保険労務士・

榎もつとよくなる代表取締役 オフィスサンエス安中社会保険労務士事務所長の安中 繁氏で、雇用トラブルの対策について研修致しました。

労務トラブルは増え続け、総合労働相談件数は平成20年度以降毎年100万件を超えて推移していて、個別労働紛争では、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件引き下げの他、退職勧奨、自己都合退職も増加し紛争内容が多様化しているという事です。

近年、ネットでの情報氾濫や世の中や社員の意識が大きく変化している事、経営者の常識と労働法との大きなギャップや会社と社員の意識にズレが生じてきている等がトラブルが増えている原因と考えられます。

研修では、採用する時の注意点や就業規則・雇用契約書の整備等トラブルを未然に防ぐ対策について、お話し頂きました。

参加された経営者の皆さんは、対策に頭を抱えておられましたが、早めの対応をお勧めします。ご相談はお近くの社会保険労務士さんへ！

◆青年部 租税教育活動報告



8月2日(土) 青年部は、大町やまびこまつりに於いて租税教育活動『税金クイズ大会』を行いました。

楽しく税について学んでもら

おうというこの企画は、今年で3年目となります。毎年反省点を改善し、租税教育用アニメの上映は、パソコンから大型テレビに変更し大勢が見れるようにしました。ウルトラ方式の税金クイズ大会は3回行い約60名が参加、アニメの鑑賞は約40名でした。参加者には、絵はがきコンクールへの参加も呼びかけました。

**『綿の布』ご協力頂いた皆様
ありがとうございました。**

今回は、事前に地域社会貢献事業として『綿の布』の回収について会員へ協力を依頼し、ゆかたやシーツ・タオル等段ボール箱約20箱分を回収しました。この綿の布は、女性部が使い易く加工し、12月福祉施設へ寄贈致します。



回収した綿の布

法人会からのお知らせ

●年末調整説明会開催のご案内

給与所得者に係る年末調整説明会が下記の日程で開催されます。

| 開催日 | 開催時間 | 開催場所 | 対象地域(者) |
|---------------|-------------|---------------------------|---------|
| 11月18日 (火) | 13:30～15:00 | サンアルプス大町 (大町市俵町1601-2) | 大町市 |
| 11月19日 (水) | 13:30～15:00 | 白馬村役場2階会議室 (白馬村北城7025) | 白馬村・小谷村 |
| 11月20日 (木) | 13:30～15:00 | 松川村役場2階講堂 (松川村76-5) | 池田町・松川村 |

※都合により、指定された会場(日時)に出席できない場合には、他の会場(日時)に出席することができます。

※税務署から郵送された、「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご持参ください。

●決算説明会開催のご案内

◆日 時：平成26年10月8日(水) 13時30分～

◆場 所：大町商工会館 大会議室

*対象となる企業には、ハガキにて事前にご案内いたします。

●法人会テキストのご紹介

法人会では、下記のような冊子を作成し各種研修会で活用しています。無料で配布しておりますのでご希望の冊子がありましたら法人会事務局までお問い合わせください。

—— 大北法人会事務局 TEL(0261) 22-3493 ——

1. 会社の決算・申告の実務

決算申告事務の流れ、決算調整、申告調整、特別な課税と税率、更正の請求、法人税申告書検討表他

2. 会社取引をめぐる税務Q&A

決算と申告の関係、収益の計上時期と原価の計算、資産にかかる税務、会社経費と税務

3. 源泉所得税実務のポイント

給与所得からの源泉徴収、退職所得からの源泉徴収、支払報酬・非居住者からの源泉徴収



●セミナー オンデマンドサービスのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www9.ocn.ne.jp/~taihoku/>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

●会員増強運動実施中

法人会では、新規会員及び青年部員・女性部員を募集しています。
一般社団法人へ移行後、新定款により法人の他、法人の事業所及び個人もご加入頂けるようになりました。法人会事業にご協力頂ける方のご加入をお願い致します。

●新会員のご紹介

ご入会ありがとうございます。

平成26年2月1日～8月31日まで

| 支部 | 法人名 | 所在地 | 業種 |
|----|---------------|----------------|------------------------------------|
| 大町 | 社会保険労務士みずの事務所 | 大町市平 1955-1456 | 社会労務士 |
| 白馬 | 中村工務店 | 白馬村北城 12843 | 建築業 |
| 白馬 | (株)ポップ | 白馬村北城 3020-567 | スポーツに関する 催事企画・立案・ コンサルティング業等 |

●会費納入のお礼

本年度(平成26年度)会費を、6月30日付けでそれぞれご指定の口座から引き落としさせていただきました。ありがとうございました。

なお、請求書及び領収書の必要な方は、事務局まで連絡をお願いいたします。

(法人会事務局：0261-22-3493)

●第3回会員親睦ゴルフ大会開催

9月6日(土)青年部主管による会員親睦ゴルフ大会があづみ野カントリークラブで開催されました。前日の悪天候と打って変わって晴天に恵まれ、参加者は心地良い汗を流しました。

上位の結果は次のとおりです。

| 順位 | 氏名 | GROSS | HDCP | NET |
|-----|-------|-------|------|------|
| 優勝 | 丸山 和夫 | 88 | 18.0 | 70.0 |
| 準優勝 | 伊藤 松子 | 90 | 16.8 | 73.2 |
| 3位 | 郷津 順一 | 88 | 14.4 | 73.6 |

(敬称略)



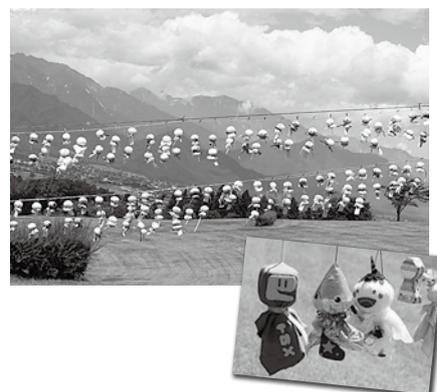
●編集後記

童謡『てるてる坊主』を作詞した浅原六朗の出身地、北安曇郡池田町で第8回てるてる坊主アート展が開催されていました。全国各地から寄せられた様々なてるてる坊主が、北アルプスを背景に気持ち良さそうに風になびいていました。

1000体ほどのてるてる坊主の中に『イータ君』を発見!

来年は、私もてるてる坊主を作ってみようと思っています。

豪雨災害がおきない事を祈りながら・・・



法人会の経営者大型総合保険制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に
かかった時のそなえを確保

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

ポイント1

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2

万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3

約款所定の**高度障害状態**または不慮の事故による**身体障害状態**になられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取り扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社



大同生命保険株式会社

松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-25-1029(平成26年3月11日)